

「沖縄県産山の恵み地域資源活用事業」委託業務  
特記仕様書

1. 業務名称

「平成27年度 沖縄県産山の恵み地域資源活用事業委託業務」

2. 委託期間

契約締結の日から平成28年3月25日迄

3. 業務目的

本県では山菜類を食する機会が少なく、未利用、低利用であるものが多い。一部地域では、オオタニワタリやホウビカンジュ(宮古ゼンマイ)等が山菜として食されているが、自然採取であることから生産量が安定していない。

本事業では、山菜類の利活用を図るため、生産量の拡大を目指した生産技術の確立にむけた生産実証試験と山菜類の有する機能成分試験、自生地調査等を行い、今後の活用にむけた基礎データの収集を行う。

4. 業務内容

県内で利用可能な山菜類について、基礎調査(利用地域、生育カ所、活用方法)を行うとともに、活用が見込まれる3種類以上の山菜類について機能性成分試験を実施する。

またホウビカンジュとタンゲブの2種については、生産技術の確立を目指していくため森林資源研究センターと連携し、生産実証試験に取り組む。

(1)県内での山菜類利用調査(地域、生育カ所、活用方法)の実施

- ・県内で利用可能な山菜類の種類、生育カ所、利用地域等のデータ収集
- ・山菜類3種類以上の分析試験(機能性成分試験等)の実施

(2)ホウビカンジュ、タンゲブの生産実証

- ・ホウビカンジュ、タンゲブの試験栽培

※ (2)については、基礎研究を森林資源研究センターにて行うため、試験栽培における条件等を森林資源研究センターと調整を行い、検討する。

概ね2カ所での栽培地を予定。

5. 報告書の提出

- ①事業完了後速やかに(1)～(4)で検討・実証した内容をとりまとめた報告書を提出すること
- ②印刷製本した報告書(A4サイズ)を2部提出すること。
- ③上記報告書を記録した電子記録媒体を2部提出すること。

## 6. 知的財産の取扱

(1)委託業務により著作権等の知的財産は、原則として委託元である沖縄県に帰属する。

## 7. その他

(1)受託者は、業務遂行にあたって委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。

(2)実施内容について、必要に応じ中間報告を行うこと。

(3)この仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方で協議し、定めることとする。

## 8. 次年度以降の業務計画内容(平成28～29年度)

### (1)平成28年度

- ・山菜類調査(機能性成分試験、生育地、栽培条件、流通、マーケティング調査等)
- ・栽培実証試験の実施(4カ所程度)
- ・山菜類の活用(加工・流通等)の検討
- ・普及講習会(山菜活用に向けた講習会等の実施)

### (2)平成29年度

- ・山菜類調査(機能性成分試験等)、資源調査(利用、保全計画等)とりまとめ
- ・栽培実証試験の実施(4カ所継続)
- ・山菜類の活用(加工・流通)の検討
- ・普及講習会(山菜活用に向けた講習会等の実施)
- ・山菜類のデータベース作成